

土地改良財産他目的使用申請手続きの流れ

○申請書 2 部作成



○改良区管理課担当職員が申請書を審査

(申請書 2 部へ **審査済** ハンコ押印)

※ 1 部は担当維持管理組合長の控えとなります



○土地改良財産他目的使用同意書をもらう



○申請地の担当維持管理組合長から、同意書に署名・押印をもらう

(申請書 2 部のうち 1 部を渡す)

※ **審査済** ハンコなしの申請書は組合長は受け取りません



○申請地の担当理事から、同意書に署名・押印をもらう



○申請書に同意書を添付して、改良区へ提出



○申請書の受付と承認書の発行 ※受付から承認書の発行までは 10 日前後かかります



○工事完了後に写真を添付し、工事完了届を提出

- ・工事完了届は、下記の写真を添付の上、工事完了後 10 日以内に提出してください。
 - ・工事完了届に下記の 4 枚の写真を必ず添付してください。
(浄化槽以外の申請の場合、施工前・施工中・施工後の写真を添付してください。)
 - (1) 工事着工前の現場写真 (浄化槽を埋設する場所を赤で着色し明示)
 - (2) 申請された浄化槽である旨、埋設時に形式等が分かるような写真を撮ってください。
 - (3) 工事完成写真は、工事着工前の現場写真から写し、排水口までを赤で着色し明示してください。排水口間で 1 枚の写真に写らない場合、ポール等で目印をつけ、つなぎの写真で明示してください。
 - (4) 排水口の写真を添付してください。
 - ・上記の書類 (完了届) を提出いただき次第、申請書、承認書を元に現場の検査確認をさせていただきます。
 - ・他目的承認申請の内容に途中変更が生ずる場合は、再度現地確認・検討の必要が生じますので、速やかに申し出てください。
- ※事後承認は、絶対ありませんので申し添えます。